

最高裁秘書第2612号

令和4年8月31日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 真 敦



司法行政文書開示通知書

令和4年3月29日付け（同年4月1日受付、第040008号）で申出のありました司法行政文書の開示について、同年6月2日付け司法行政文書開示通知書で開示した内容を下記のとおり訂正します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和3年3月15日付け最高裁判所事務総局人事局長決定「最高裁判所に勤務する職員の身分証明書の様式等について」（片面で8枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

担当課 秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）

最高裁判所に勤務する職員の身分証明書の様式等について

- 1 最高裁判所（司法研修所及び裁判所職員総合研修所を除く。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の身分証明書の様式等については、令和元年9月13日付け最高裁判所事務総長通達「最高裁判所に勤務する職員の身分証明書の発行等について」（以下「総長通達」という。）に定めるところによるほか、別紙のとおり定める。
- 2 この決定は、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月15日

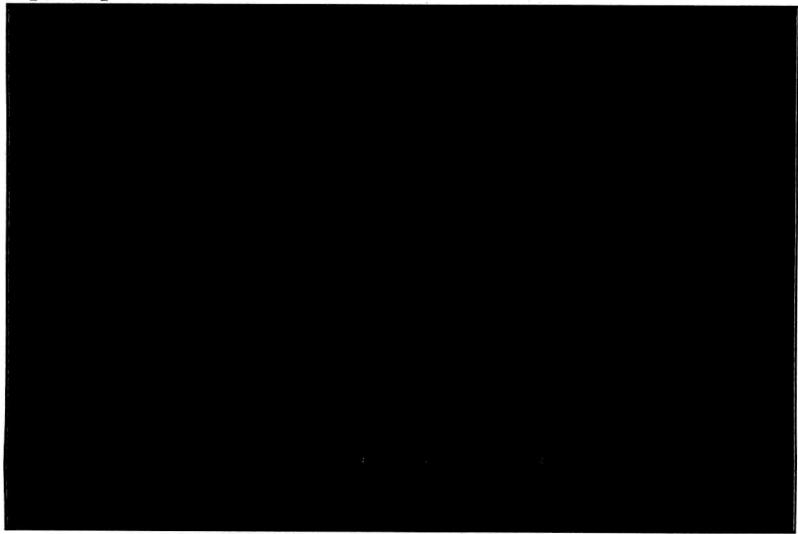
最高裁判所事務総局人事局長 德岡 治

(別紙)

- 1 身分証明書の様式は、別紙様式第1のとおりとする。
- 2 身分証明書を発行したときは、当該身分証明書の総長通達記3の(1)のア、イ、エ及びオに定める事項を別紙様式第2の身分証明書発行簿に記載する。
- 3 総長通達記3の(1)のアの発行番号は、次のとおりとする。
 - (1) [REDACTED]
 - (2) [REDACTED]
 - (3) [REDACTED]
- 4 職員は、総長通達記3の(2)及び(3)の申出を行う場合は、別紙様式第3の身分証明書における旧姓使用願により人事局長に申し出なければならない。
- 5 職員は、総長通達記5に定める申出を行う場合は、別紙様式第4の身分証明書における旧姓使用・戸籍姓併記中止願により人事局長に申し出なければならない。
- 6 職員は、総長通達記6の(1)又は(2)に定める事由が生じた場合には、別紙様式第5の身分証明書再発行願により人事局長に申し出なければならない。

(別紙様式第1)

【表面】



【裏面】



(別紙様式第2)

身分証明書発行簿

【○○局】

(別紙様式第3)

身分証明書における旧姓使用願

年 月 日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

(所 属)

(官 職)

(氏 名)

今回発行を受ける身分証明書に下記のとおり旧姓を使用したいので、申し出ます。

記

1 使用する旧姓

2 身分証明書に戸籍姓を記載することの希望の有無

有り・無し

(別紙様式第4)

身分証明書における旧姓使用・戸籍姓併記中止願

年 月 日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

(所 属)

(官 職)

(氏 名)

1 身分証明書における旧姓の使用を中止したいので、申し出ます。

(1) 中止する旧姓

(2) 戸籍上の氏

2 身分証明書における戸籍姓の併記を中止したいので、申し出ます。

※ 1又は2のいずれかを丸で囲む。

(別紙様式第5)

局課の長等
の確認

身分証明書再発行願

年　月　日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

(所 属)

(官 職)

(氏 名)

この度、下記のとおり身分証明書を亡失・破損等しましたので、再発行を申し出
ます。

記

- 1 身分証明書の発行年及び発行番号
- 2 亡失等年月日・亡失理由
- 3 亡失等の状況（具体的に記入）

(別表)

The image consists of two rows of 12 vertical columns each. The top row features 12 black rectangles of different heights, with the heights decreasing from left to right. The bottom row features 12 smaller black rectangles, each positioned directly above the top of its corresponding column's rectangle.